

# 長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

国民生活センターからの情報です

警戒情報

配信日 令和8年2月17日

## 電気・ガスの契約トラブルにご注意！

—ウォーターサーバーのレンタルなど、電気・ガス以外のサービスを勧誘されるケースも—

電気・ガス共に相談件数は減少傾向にありますが、依然として「集合住宅全体の供給契約が変わるかのような説明で勧誘された」「知らない事業者に検針票を見せてしまつた」などの相談が寄せられています。また、電気・ガスの契約の勧誘を受けた際にウォーターサーバーのレンタルなど、電気・ガス以外の別のサービスを同時に勧誘されて契約してしまつたなどの相談もみられます。

〈内 容〉電力会社の代理店を名乗る事業者から電気の切替やウォーターサーバーのレンタルなどを長時間勧められ契約したがクーリング・オフしたい

「都道府県内の電気料金が下がるので、対象地区すべてを訪問している」などと言われたので玄関先で話を聞くことにした。相手は電力会社の代理店を名乗り、契約中の電力会社の検針票を求められたため、提示したところ、写真を撮影された。別の電力会社への切替を勧められ、申し込んだが、その後も浄水型ウォーターサーバーのレンタルや害虫駆除などの相談ができるサポートサービスを勧誘された。1時間以上の勧誘を受け根負けしてそれらの契約書にサインしたが、すべて不要なのでクーリング・オフしたい。(20代 男性)

### ★ 消費生活センターからのアドバイス

- 契約先の事業者名や契約条件などをしっかりと確認し、料金プラン等の説明を受けたうえで契約の要否を検討しましょう。
- 契約の意思がない場合は、はっきりと断り、検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう。
- 電気・ガスの契約と同時に別のサービスを勧誘された際は本当に必要かよく検討したうえで判断しましょう。また、契約後でもクーリング・オフ等ができる場合があります。

※ おかしいなと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「消費生活相談窓口」にご相談ください。

ながさき消費生活館

困ったときは、一人で悩まずに、早めに相談を

**全国共通ダイヤル ☎ 188 (イヤヤ)**

市町・県の「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」につながります



**長崎県消費生活センター 095-824-0999**

[相談受付] 平日(月~金) 9:00~12:00, 13:00~17:00